

(案)

令和3年度の防衛省における政策評価（事後評価）の実施計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、令和2年度の防衛省における政策評価（事後評価）の実施計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

令和3年度とする。

2 計画期間内において事後評価を実施する政策及び評価の方法

(1) 法第7条第2項第1号に区分される政策

防衛省における政策評価に関する基本計画について（防官企（防）第154号（31.3.29）。以下「基本計画」という。）第6項第2号において規定された施策等

ア 施策

基本計画の付紙の政策体系に示すすべての施策

(評価の方法)

- ・ 「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）4に定める実績の測定（以下「モニタリング」という。）を実施する。
- ・ モニタリングの結果等により、評価の必要があると認められる場合には、実績評価方式による事後評価を実施する。

イ 事務事業

(ア) 租税特別措置等

- ・ 特定土地区画整理事業のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
- ・ 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
- ・ 交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例
- ・ 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除
- ・ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例

(評価の方法)

- ・ 事業評価方式による事後評価を実施する。

(イ) その他の事務事業

- ・ EMP弾構成システムの研究

(評価の方法)

- ・ 事業評価方式による事後評価を実施する。

(2) 法第7条第2項第2号に区分される政策
該当なし。

(3) 法第7条第2項第3号に区分される政策
該当なし。

4 実施計画の見直し

本実施計画については、政策及び政策評価の実施状況を踏まえ、特に評価が必要と認められる事情が生じた場合のほか、必要に応じて所要の見直しを行うものとする。